

## 令和8年度 石川県志賀町地域おこし協力隊募集要項

### 1 趣旨

志賀町では、令和6年能登半島地震からの「創造的復興リーディングプロジェクト」の一環として、移住の促進と起業支援、関係人口の創出に取り組んでいます。こうした中、石川県の官民連携による関係人口マッチングプラットフォーム「いしかわのWa!」や、国による「ふるさと住民登録制度」の創設など、関係人口拡大の取組は全国的な潮流となっています。

こうした背景を踏まえ、志賀町では、地域づくり団体の伴走支援及び関係人口の拡大に資する活動を推進していくにあたり、地域コーディネーターの育成に取り組んでいくこととしています。併せて「志賀町ファンクラブ（仮）」の制度の創設を計画しており、その推進役を担う人材を地域おこし協力隊制度を活用して募集します。

### 2 募集人員

志賀町地域おこし協力隊隊員 2名

(志賀地域を中心に活動 1名、富来地域を中心に活動 1名)

### 3 志賀町の概要

全部条件不利地域、面積 約247.00km<sup>2</sup>、人口約17,000人

### 4 業務概要

関係人口の創出・拡大

- (1) 地域づくり団体の活動に対する伴走支援・調整に関すること。
- (2) 関係人口マッチングプラットフォームに「いしかわのWa!」に関すること。
- (3) 町の魅力や地域づくり団体の活動について、WEBやSNS、動画を活用した情報発信に関すること。
- (4) 町に興味関心を持つ人たちへの情報発信やファンクラブ（仮）の準備や活動に関すること。
- (5) その他、上記の事業に関連した地域活性のための事業の提案や実施に関すること。

### 5 募集対象

以下のすべてに該当する18歳以上（令和8年4月1日現在）で、性別は問いません。

- (1) 都市地域等から志賀町に住民票を異動し、移住できる方  
(お住まいの地域が過疎地域などの条件不利地域に指定されていないこと。詳細は、総務省のホームページで「地域振興関係法指定状況一覧表」をご確認ください。)
- (2) 地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当しない方
- (3) パソコン及び基本的なビジネススキルのある方
- (4) 地域の復興・活性化に意欲があり、地域が抱える課題解決に積極的に取り組むことができる方
- (5) 普通自動車運転免許（AT限定可）を取得し、運転業務に支障のない方
- (6) 町内に居住し、地域の活動やイベントなどに参加できる方
- (7) 協力隊員としての任期満了後、志賀町で就業または起業し、定住する意欲のある方

## 6 求める人物像

以下に該当する方

- (1) 地域の復興および課題解決に対して主体的・能動的に取り組む姿勢を持ち合わせている方
- (2) 地域資源を核とした取り組みで、地域の活性化を目指す姿勢を持ち合わせている方
- (3) コミュニケーション能力があり、イベントや祭りなどに積極的に参画する姿勢を持ち合わせ、サービス精神が旺盛な方
- (4) 地域の情報について、WEBやSNSを活用して写真や動画で積極的に情報発信してくれる方
- (5) 町が求める役割に対し、積極的に取り組む意欲のある方

## 7 活動場所

- ・ 志賀町役場 企画財政課震災復旧復興創生室
- ・ 町内各地（地域づくり団体とともに現地活動を行う場所）

## 8 活動時間

1日7時間、月20日

\*業務によっては、夜間及び土日祝日等に勤務する場合があります。

## 9 身分・任用期間

- (1) 地方公務員法に基づき、志賀町の会計年度任用職員として任用します。
- (2) 令和8年4月1日以降任用予定
- (3) 隊員の任期は1年以内とし、活動実績を考慮の上、最長3年（36カ月）まで延長することができます。

※ただし、初年度の任用期間は、原則、着任日から令和9年3月31日又は任用より1年間までとし、翌年度以降は年度単位での延長とします。なお、延長の可否は、隊員の活動内容をもとに志賀町が判断します。

## 10 報酬等

- (1) 基本給：月額199,560円  
\*採用日に応じて、期末・勤勉手当が支給されます。
- (2) 健康保険・介護保険（共済組合）、厚生年金、雇用保険等の社会保険に加入します。
- (3) 採用日に応じた日数の年次有給休暇が付与されます。
- (4) 住居家賃 志賀町内の住居（アパート、空き家等）を借りる場合に、住居家賃を予算の範囲内で町が補助します。（限度額 40,000円/月）
- (5) 活動用車両（リース車両）  
（活動車両に係る経費は、予算の範囲内で町から支給します。）
- (6) その他活動に係る経費  
地域おこし活動費（研修費、車両燃料費、消耗品等）として予算の範囲内で町から支給します。
- (7) 志賀町に着任する際の必要経費  
交通費、転居費用、水道光熱費の生活費、自治会費等は個人負担となります。
- (8) 日常生活における移動手段として自家用車等の持ち込みをお勧めします。

## 1.1 応募

### (1) 応募方法

提出書類を、提出先まで郵送又は、志賀町ぴったりサービス（電子申請）で応募してください。

### (2) 応募期間 令和7年12月26日(金)から令和8年5月29日(金)

\* 郵送の場合は、消印有効

\* 提出していただいた応募書類は返却致しません。

\* 採用が決まり次第、募集終了とします。

### (3) 提出書類

・ 志賀町地域おこし協力隊応募用紙

・ 履歴書

・ 地域おこし協力隊活動目標レポート（800～1,000文字程度）

テーマ「あなたが思い描く関係人口から生まれる地域の未来」

・ 住民票抄本（地域要件の確認のために、原本の提出が必要です。）

\* ぴったりサービス（電子申請）をご利用の場合、スキャンしたものを添付してください。必要に応じて原本を後日提出していただきます。

\* 様式は町HPにてダウンロードできます。

### (4) 提出先

〒925-0198

石川県羽咋郡志賀町末吉千古1番地1

志賀町役場 企画財政課震災復旧復興創生室

\* 志賀町ぴったりサービス（電子申請）については、町HPをご確認ください。

URL：<https://www.town.shika.lg.jp/index.html>

\* 募集に関する申請は準備中です。1月中旬以降に申請できる予定です。

## 1.2 審査方法

(1) 第1次審査（書類審査）：提出いただいた応募用紙等をもとに書類選考します。

応募があり次第、順次選考を行い、応募者全員に選考結果をお知らせします。

(2) 第2次審査（オンライン面接審査）：第1次選考合格者を対象にオンラインにて面接を行います。

(3) 第3次審査（面接審査）：第2次選考合格者を対象に志賀町内において面接を行います。

面接会場までの交通費、宿泊費等は、応募者でご負担ください。

面接の日時、場所は第2次合格者と調整し、実施日を決定します。

(4) 最終結果：書面にて通知します。

## 1.3 その他

(1) 募集内容に関する質問は、「地域おこし協力隊応募に係る質問事項」と表題を付けて、メールにより行ってください。

(2) 質問には、「質問内容」のほか、「住所」、「氏名」、「携帯電話以外のメールアドレス」を明記してください。

- (3) 事前に志賀町を訪問したい方は、お問い合わせください。  
\* 交通費、宿泊費等にかかる費用は自己負担となります。
- (4) 住民票の異動は、必ず委嘱の日以降に行ってください。それ以前に住所を異動させると募集対象でなくなり、採用取り消しとなる場合があります。
- (5) 審査の経過や結果の問い合わせには応じられませんので、予めご了承ください。

1 4 担当窓口（書類送付・お問い合わせ先）

〒925-0198

石川県羽咋郡志賀町末吉千古1番地1

志賀町役場 企画財政課震災復旧復興創生室

TEL 0767-32-9301

e-mail: iju@town.shika.lg.jp